

平成 30 年 4 月 30 日

お客様各位

株式会社アステム

個人番号（マイナンバー）届出のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既にご承知のとおり平成 28 年 1 月より個人番号（以下、「マイナンバー」といいます。）制度が開始されましたが、これに伴いまして、弊社から税務署に各種書類（支払調書等）を提出する際にお客様のマイナンバーを記載することが義務付けられることとなりました。

つきましては、お客様のマイナンバーを弊社にお届出いただくため、管理部及び営業担当者からご連絡をさせていただきますので、何卒、宜しく申し上げます。

敬具

※マイナンバーの利用目的について

マイナンバーは、「商品先物取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用いたします。